

お花見広場野外活動交流拠点設計業務提案仕様書

第1 総則

1 目的

お花見広場野外活動交流拠点設計業務提案仕様書は、若狭町が発注する「令和3年度若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業お花見広場野外活動交流拠点設計業務委託（以下「本業務」という。）」において、参加者の提案及び若狭町が選定する事業者（以下「事業者」という。）の業務遂行に係る具体的な指針及び若狭町が事業者に要求する業務水準を示すものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和3年度 若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業
お花見広場野外活動交流拠点設計業務委託

(2) 業務箇所

若狭町 河内 地係

(3) 業務内容

- ① 野営場設計（ランドスケープ・デザイン）
- ② 建築設計
- ③ 浄水場設計

(4) 履行期限

令和4年3月18日（金）

3 計画敷地概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 地名地番 | 若狭町河内79牛首3-1,3-2,3-3,4の一部 |
| (2) 敷地面積 | 約56,000㎡ |
| (3) 地域／地形 | 森林／平地 |
| (4) インフラ環境 | 上水道：なし（現地取水、浄水処理を検討）
下水道：なし（排水処理、現地放流を検討）
電気：なし（電力事業者による引込みを予定）
通信：なし（通信事業者による引込みを予定）
連絡道：町道3301号線 |

4 整備方針

コロナ禍における野外活動の需要増加と多様化を見据え、魅力的かつ特別感のあるアウトドア空間を創り出すとともに、個人のニーズやプライベートに配慮しつつ、森の奥にある隠れた秘境をコンセプトに冒険心をくすぐる非日常感を演出した整備計画とする。

第2 設計条件

1 野営場設計（ランドスケープ・デザイン）

(1) 設計範囲

- ・お花見広場計画平面図（別紙2）の範囲内とする。
- ・造園修景工事（基盤整備）により現場の形状や外観等を変更しても構わない。
- ・植栽、園路、遊戯、休憩、その他サービス等の各種施設は任意とする。
- ・早生樹試験場、養蜂場と郷土菜園の一部は現状のままとする。

(2) 主要施設

- ・宿泊施設（テントサイト、オートキャンプサイトほか）を整備する。
- ・管理施設（管理棟、給排水施設、照明設備、放送設備ほか）を整備する。
- ・便益施設（炊事棟、トイレ棟ほか）を整備する。

2 建築設計

(1) 設計範囲

- ・整備する建築物は次表のとおりとする。ただし、土木構造物や工作物、附帯設備に係る建屋等は、この限りでない。

条件項目	管理棟	炊事棟	トイレ棟	
棟数	1棟	2棟	3棟	
延べ床面積（*1）			200㎡未満	
構造	木造			
階層		平屋	平屋	
上限事業費（*2）				

は任意とする。

*1 建築物全体（トイレ棟を除く。）の延べ床面積の合計が1,500㎡を超えないこと。

*2 建築物全体（トイレ棟を除く。）の工事費と設計費、監理費を含んだ合計が29万円/㎡を超えないこと。

3 浄水場設計

(1) 基本緒元

- ・原水の取水方法は任意とする。
- ・浄水方法は膜ろ過方式を想定しているが、他に有利な浄水方法があれば提案により変更しても差し支えない。
- ・計画水量は次表の水源調査結果（R2.9.1測定）を参考に算定する。

測定項目	沢水①	沢水②	沢水③
流量（*1）	2.49 ℓ /min	14.36 ℓ /min	8.86 ℓ /min
流域面積	66,200㎡	29,600㎡	53,700㎡

*1 喝水時の流量（参考）とする。

4 需要予測

年間10,000人（河内川ダム周辺空地等活用基本計画）

5 総工事費

- ・220,000千円以内とする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ・熊や猪などの安全対策（獣害柵等）は含まない。
- ・実施設計費と工事監理費は含まない。
- ・作り付け以外の備品（什器、調度品等）は含まない。

6 予定工期

令和4年6月上旬から令和5年2月中旬までの期間

7 その他

- ・令和3年11月30日までに概算事業費を算出すること。
- ・若狭町が別に定める特記仕様書に従うこと。

第3 要求水準

1 共通事項

- ・施設全体のインシヤルコストとランニングコストの低減に努めること。
- ・建築物の外観意匠は、森林をイメージして景観に配慮したデザインにすること。
- ・木材の選定は県産材の活用を図ること。

2 野営場

- ・オートキャンプサイトの区画ごとに屋外 100V コンセント（防水型）を配備すること。
- ・給水設備は水理計算と最大使用水量、時間帯等を考慮すること。
- ・照明設備は、調光・調色できる機能を有し、管理棟での一括操作を検討すること。
- ・通信設備は、Wi-Fi 機能を搭載させること。
- ・休憩施設などのデザインはお洒落感を演出すること。
- ・ゴミステーションの規模と配置は、施設利用者の使いやすさと維持管理の効率化の双方から検討し、野生動物に荒らされない仕組みにすること。

3 建築物

(1) 管理棟

- ・受付窓口機能（事務室、仮眠室）を有し、昼夜を問わず管理人が常駐できること。
- ・サニタリー機能（シャワー室）を併設し、施設利用者のアメニティを向上させること。
- ・異常気象時等の避難所機能を考慮し、適切な場所を選定すること。

(2) 炊事棟

- ・水場から食品残渣等が流出しないようにクリーン枡を設置するなど対策を講じること。

(3) トイレ棟

- ・敷地内に 1 箇所以上の多目的トイレを配置すること。
- ・通常使用時の出入口はドアレス化を図り、冬期間の長期閉鎖時は引戸やシャッター等で外部から侵入できない仕組みにすること。
- ・小便、大便、手洗い場の面台は、ハイカーの大荷物を想定した大きさにすること。
- ・衛生設備は節水と除菌を兼ね、便器は洗浄面の大部分を水洗できる器具にすること。
- ・手洗い場の水栓と石鹸消毒は、オート化を図ること。

(4) 建築設備

- ・貯水槽は SUS 製を基本とし、太陽光の反射を考慮した仕様や植樹等による目隠し対策を講じること。
- ・排水は、合併処理浄化槽を設置するなど適切な污水处理を施すこと。

4 浄水施設

- ・飲料水として沢水を浄水処理、地下水をさく井又は上水を補給するなど、施設利用者や施設の規模等に応じた水量を確保（補完）すること。
- ・給水方式は、コスト比較したうえで決定すること。

第4 野営場設計（ランドスケープ・デザイン）

1 設計業務の内容

(1) 基本設計

作業項目	数量
与条件の細部検討 諸施設の検討及び設定 基本設計図の作成 概算工事費の算出 設計協議 鳥瞰図作成	敷地の高低差 0m以上～10m未満 着色仕上げ A3×1枚

(2) 実施設計

作業項目	数量
与条件の確認及び調査 実施設計の検討 実施設計図の作成 数量計算 工事費内訳書の作成 実施設計説明書の作成 照査	敷地の高低差 0m以上～10m未満

2 設計業務に含まれる業務

- (1) 設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- (2) 業務委託の対象となる工事の実施に当たり、法令上必要となる各種申請に用いる図書の作成
- (3) 概算工事費の算出
- (4) 施設の規模及び機器の選定等に関する算出根拠資料の作成
- (5) 積算業務
 - ① 積算数量算出書の作成
 - ② 単価作成資料の作成
 - ③ 見積収集
 - ④ 見積検討資料の作成

3 設計協議

- (1) 初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。
- (2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5 建築設計

1 一般業務の内容

(1) 基本設計に関する業務

業務内容の項目	
設計条件等の整理	① 条件整理
	② 設計条件の変更等の場合の協議
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	① 法令上の諸条件の調査
	② 建築確認申請に係る関係機関との打合せ
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	
基本設計方針の策定	① 総合検討
	② 基本設計方針の策定及び建築主への説明
基本設計図書の作成	
概算工事費の検討	
基本設計内容の建築主への説明等	

(2) 実施設計に関する業務

業務内容の項目	
要求の確認	① 建築主の要求等の確認
	② 設計条件の変更等の場合の協議
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	① 法令上の諸条件の調査
	② 建築確認申請に係る関係機関との打合せ
実施設計方針の策定	① 総合検討
	② 実施設計のための基本事項の確定
	③ 実施設計方針の策定及び建築主への説明
実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成
	② 建築確認申請図書の作成
概算工事費の検討	
実施設計内容の建築主への説明等	

(3) 設計意図の伝達に関する業務

業務内容の項目	
設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	
工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	

2 一般業務に含まれる業務

- (1) 設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- (2) 計画通知又は建築確認申請（建築基準関係規定等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。）に係る関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応等に係る業務

- (3) 工事費概算書の作成
- (4) 施設の規模及び機器の選定等に関する算出根拠資料の作成

3 追加業務となる業務

- (1) 積算業務
 - ① 積算数量算出書の作成
 - ② 単価作成資料の作成
 - ③ 見積収集
 - ④ 見積検討資料の作成
- (2) 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務
- (3) 各種法令・条例に関する事前協議、申請図書及び資料の作成
 - ① 建築基準法
 - ② 消防法
 - ③ その他本業務により必要となる関係法令等

第6 浄水場設計

1 設計業務の内容

(1) 実施設計（詳細設計）

施設名	作業内容等
膜ろ過装置 送水ポンプ施設	レベル2地震動対応を必要としない

2 設計業務に含まれる業務

- (1) 設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- (2) 業務委託の対象となる工事の実施に当たり、法令上必要となる各種申請に用いる図書の作成
- (3) 概算工事費の算出
- (4) 施設の規模及び機器の選定等に関する算出根拠資料の作成
- (5) 積算業務
 - ① 積算数量算出書の作成
 - ② 単価作成資料の作成
 - ③ 見積収集
 - ④ 見積検討資料の作成
- (6) 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務
- (7) 各種計算等
 - ① 耐震計算（レベル1地震動及びレベル2地震動）
 - ② 水理計算
 - ③ 容量計算
 - ④ 設備計算
 - ⑤ 仮設計算